令和4年度 保健・医療と福祉の事例発表会 抄録集

開催日時:令和5年2月10日(金)

10時00分~17時00分

開催場所:茨城県庁行政棟9階「講堂」

茨 城 県

令和4年度保健・医療と福祉の事例発表会抄録集発行にあたって

令和4年度保健・医療と福祉の事例発表会につきまして、令和元年度の開催から2年間は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催することができませんでしたが、関係者の皆様方から開催を望む声を多くいただきましたことも踏まえ、今年度は現地開催と併せて、感染状況に左右されないオンラインにより3年ぶりに開催いたしました。

さて、保健・医療・福祉に関わる本県の状況をみますと、令和4年の本県の出生数が過去最少、令和5年1月1日現在の本県の高齢化率が30.6%と、急速に少子・高齢化が進展している中で、住民が生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域で、健やかに安心して暮らせるよう支援をしていくためには、それぞれの分野に携わる者が、これまで以上に連携を強化し、包括的に対応していくこと、また、資質の向上を図っていくことが大変重要であると考えております。

このため、当事例発表会は、保健・医療・福祉分野の関係者にお集まりいただき、日頃から取り組んでいる事業や研究の成果等の発表に関する情報を共有することを通じて、各分野における業務の相互理解を図り、皆様方の知識をより深め、より一層充実した保健・医療・福祉サービスを提供することを目的に開催したところです。

今回の事例発表会では、数多くの機関からの応募をいただき、新型コロナウイルス感染症対応や、高齢者・精神・児童など様々な分野における活動事例について発表いただきました。

発表いただいた活動成果には、保健・医療・福祉に携わる方々にとって有意義な事例が多く含まれますので、今回、広く情報提供することを目的に抄録集を発行することといたしましたので、保健・医療・福祉のサービス向上の一助となれば幸いでございます。

茨城県保健医療部長 森川 博司

次 第

日時:令和5年2月10日(金)

場所:茨城県庁行政棟9階「講堂」

1 開 会

2 茨城県保健医療部長あいさつ

3 発 表(事例発表(1事例あたり発表10分、質疑5分程度))

時間	(事例光衣 (「事例のたり光衣「〇分、貝紋	容
10 : 10~	午前の部(新型コロナウイルス感染症への対応ほか)	
	【事例①】茨城県衛生研究所ウイルス部 上野 恵、石川 莉々子 新堀 もなみ、小室 慶子 大久保 朝香、大澤 修一 樫村 諒、阿部 櫻子	茨城県における新型コロナウイルスの流行株の 推移について
	【事例②】茨城県衛生研究所ウイルス部 石川 莉々子、織戸 優 石川 加奈子、堀江 育子 阿部 櫻子、内田 好明	旅館やホテルの環境中に存在するウイルスの遺 伝子検査について
	【事例③】·茨城県中央保健所健康増進課 瀧澤 伸枝、佐藤 紗央理 ·茨城県日立保健所健康増進課 宮崎 真弥	コロナ禍でのオンラインによる保健事業の展開 について
	【事例④】茨城県中央保健所総務課 菱沼 隼人	病院等立入検査の点検票電子化による業務効率 化について
	【事例⑤】茨城県衛生研究所理化学部 櫻井 正晃、湯浅 全世	植物性自然毒の多成分一斉分析法の検討
	午前の部 座長 県立医療大学 教授 桜井 直美	講評
12 : 05~	,	· 休 憩

13 : 00~	: 00~ 午後の部①(精神・児童・難病)	
	【事例⑥】茨城県精神保健福祉センター 精神医療福祉課 高丸 賢一、松本 忠士 片見 眞由美、佐々木 恵美	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第2 3条の規定による通報対応における関係機関と の連携について
	【事例⑦】茨城県中央児童相談所 子ども家庭支援課 茅根 百代	ライフストーリーワークを通して考えるケース ワーク
	【事例⑧】茨城県中央児童相談所 子ども虐待対応課 佐藤 遼	児童相談所における保健師の取り組みについて
	【事例⑨】茨城県立医療大学 保健医療学部看護学科 鶴見 三代子、山口 忍 綾部 明江、斉藤 瑛梨 大野 明日香	大学と付属病院との共同開催による難病サロン 『モロモロの会』の活動7年間を振り返る
	【事例⑩】茨城県難病相談支援センター 石塚 麻里花	難病患者とその家族への交流支援
	午後の部① 座長 県立医療大学 教授 山口 忍	講評
14 : 25~	午後の部②(健康づくり)	
	【事例⑪】つくば市大穂保健センター 石田 美奈	ゲートキーパー養成講座の展開
	【事例⑫】日立市 保健福祉部健康づくり推進課 浦上 聖永	日立市における受動喫煙防止の取組について
	【事例③】阿見町 保健福祉部健康づくり課 倉田 陽奈	特定妊婦への支援
	【事例⑭】行方市市民福祉部健康増進課 宮内 恭子	行方市療育支援事業について
	【事例⑮】行方市市民福祉部健康増進課 田宮 槙	鉾田市行方市保健師業務研究会の歩みについて ~保健所再編を経て~
	午後の部② 座長 県立医療大学 教授 山口 忍	講評

15 : 50~	午後の部③(高	齢者への健康づくり)
	【事例®】・茨城県立健康プラザ 介護予防推進部 大川 沙緒里、今 絵理佳 古澤 綾、真木 真奈美 小島 萌乃、矢野 敦大 黒江 悦子、大田 仁史 ・山口県介護福祉士会 船津 幸美 ・筑波大学 矢野 敦大	いつでもどこでもシルバーリハビリ体操 ~「一介助一体操」の検討から見えた多職種検討~
	【事例⑪】・茨城県立健康プラザ 介護予防推進部 真木 真奈美、今 絵理佳 古澤 綾、大川 沙緒里 小島 萌乃、矢野 敦大 黒江 悦子、大田 仁史 ・筑波大学 矢野 敦大	介護予防体操ボランティアによる次世代育成の 取り組み〜中学生へのシルバーリハビリ体操の普及 活動実践報告〜
	【事例®】守谷市健幸福祉部健幸長寿課 宮下 美紀	シニア運動教室における高齢者の体力の現状に ついて
	午後の部③ 座長 県立医療大学 教授 山口 忍	講評

4 閉会

抄録集目次

【事例①】	茨城県における新型コロナウイルスの流行株の推移について・・・・・・・・	• 1
【事例②】	旅館やホテルの環境中に存在するウイルスの遺伝子検査について・・・・・・・	• 3
【事例③】	コロナ禍でのオンラインによる保健事業の展開について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
【事例④】	病院等立入検査の点検票電子化による業務効率化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
【事例⑤】	植物性自然毒の多成分一斉分析法の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 7
【事例⑥】	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条の規定による通報対応における	5関
	係機関との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 9
【事例⑦】	ライフストーリーワークを通して考えるケースワーク・・・・・・・・	1 1
【事例⑧】	児童相談所における保健師の取り組みについて・・・・・・・・・・・	1 3
【事例⑨】	大学と付属病院との共同開催による難病サロン『モロモロの会』の活動7年間を拡	長り
	返る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
【事例⑩】	難病患者とその家族への交流支援・・・・・・・・・・・・・・	1 7
【事例⑪】	ゲートキーパー養成講座の展開・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
【事例⑫】	日立市における受動喫煙防止の取組について・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
【事例①】	特定妊婦への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
【事例④】	行方市療育支援事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 5
【事例⑤】	鉾田市行方市保健師業務研究会の歩みについて	
	~保健所再編を経て~・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2 6
【事例16】	いつでもどこでもシルバーリハビリ体操	
	~「一介助一体操」の検討から見えた多職種検討~・・・・・・・・・・ 2	2 7
【事例⑪】	介護予防体操ボランティアによる次世代育成の取り組み	
	~中学生へのシルバーリハビリ体操の普及活動実践報告~・・・・・・・ 2	2 9
【事例⑱】	シニア運動教室における高齢者の体力の現状について・・・・・・・・・・・	3 1

題名	茨城県における新型コロナウイルスの流行株の推移について
所属	茨城県 衛生研究所 ウイルス部
氏名	上野 恵、石川 莉々子、新堀 もなみ、小室 慶子、 大久保 朝香、大澤 修一、樫村 諒、阿部 櫻子
はじめに	新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)感染症について、国は2020年3月より発生状況把握のための積極的疫学調査の一環として次世代シーケンサーを用いた全ゲノム解析を開始した。その後国立感染症研究所、全国の地方衛生研究所及び検疫所等でゲノムサーベイランスグループが構築され、現在に至るまで継続的にサーベイランスが実施されている。
目的	当所では国立感染症研究所主体の SARS-CoV-2 ゲノムサーベイランスに協力すると同時に、感染経路の解析や流行株推移の把握等の資料としている。現在までの全ゲノム解析の実施状況と、本県での流行株の推移について概要を報告する。
内容	2020年3月から2021年3月まで国立感染症研究所に715 検体を送付してゲノム情報を得るとともに、2021年1月から自施設での全ゲノム解析を開始し検査体制の強化に努めてきた。現在は週100検体程度の解析を継続して行っている。2022年12月31日までに7,629検体の解析を実施して、国立感染症研究所依頼分と合わせて8,344検体分のゲノム情報を得た。なお、これらの解析データは国立感染症研究所を介してGISAID Initiative (https://gisaid.org/)に登録され、速やかに全世界的に情報共有されている。
成果	2022 年年初からの流行(第 6 波)以降では、オミクロン株(Pango 系統名 B. 1. 1. 529、再附番により"BA"と命名。)が主流であり、2022 年 2 月から現在に至るまで本県で全ゲノム解析を行った検体はすべて BA 系統であった。第 6 波初期は BA. 1 系統が主流であったが、春頃には BA. 2 系統に置き換わりが進み、さらに7月以降の第 7 波では BA. 5 系統が主流となった。現在では世界的に BA. 5 系統が主流で、本県でも 2022 年 12 月分の解析結果では BA. 5 系統株が 95%以上を占めている。一方、WHO が指定する「監視中のオミクロン亜系統」である BA. 2. 75(通称:ケンタウロス)、BQ. 1. 1(通称:ケルベロス)、BF. 7 等が 2022 年秋以降確認されており、今後の動向に注意が必要である。

考察	SARS-CoV-2 の流行株は全世界的に BA 系統に集約されてきているが、BA 系統内で新規亜系統の出現が続いている。その中で感染・伝播性の増加や抗原性の変化が懸念される変異株が次々出現しており、今後も引き続き県内の流行状況を注視していきたい。
まとめ	全ゲノム解析によって得られたデータは、クラスター解析や新規変異株の早期探知を可能とし、感染伝播の追跡と収束のためのツールとして利用されるとともに、世界的な流行状況把握にも活用されている。今後も引き続き全ゲノム解析を継続して知見を積み重ね、公衆衛生的対策に活用していくことが重要である。

題名	旅館やホテルの環境中に存在するウイルスの遺伝子検査に ついて
所属	茨城県 衛生研究所 ウイルス部
氏名	石川 莉々子、織戸 優、石川 加奈子、堀江 育子、 阿部 櫻子、內田 好明
はじめに	旅館業法(昭和23年法律第138号)において、「伝染性の疾患」の罹患が明らかな場合を除き、宿泊を拒んではならない、と定められているが、「伝染性の疾患」は明確に定義されていない。伝染性の疾病を明らかにし、旅館等において感染症の発生や感染拡大を防止するための提言を行うことを目的とし、2021年度より国立感染症研究所との共同研究を開始した。今回は、11月までの調査の中間報告を行う。
目的	旅館等における環境表面と空気検体からのウイルス遺伝 子検出状況と感染対策実施状況を調査し、適切かつ現実的 と考えられる感染対策の在り方を検討することとした。
内容	2022 年 9 月から 11 月に実施した、旅館等 4 施設の現地調査の結果について報告する。 1) 旅館等におけるウイルス遺伝子検出空気中及び環境表面からのウイルス遺伝子検出検査を実施した。空気検体については SARS-CoV-2 及びその他呼吸器ウイルス遺伝子 17 項目の検出を試みた。環境表面については、SARS-CoV-2 及び下痢症ウイルス遺伝子 6 項目の検出を試みた。 2) 感染対策実施状況調査検体採取時に、現地の感染対策実施状況について実地調査及び聞き取り調査を実施した。
成果	1施設のエレベーターボタンから SARS-CoV-2 遺伝子が検出された。それ以外の環境表面 76 検体及び空気 16 検体からは、ウイルス遺伝子は検出されなかった。間き取り調査により、共用部のアルコール消毒を 30 分に1回行うなど、定期的な清掃が実施されていることが確認された。
考察	今回の調査で、93 検体中 1 検体からウイルス遺伝子が検出され、全体的に衛生状態は良好であった。また、ウイルス遺伝子が検出された箇所においては、必ずしも利用客の感染リスクが高いことを示すわけではない。頻回の清掃には限界があることから、館内における利用客や従業員の手指衛生の推進が感染対策として重要と考えられた。

まとめ

新型コロナウイルス感染症の流行により、個人及び事業者の感染対策への取り組み方が変化している。空気中や環境表面の汚染状況を調査することで、感染対策評価の一助となる。今後、関係機関へ情報提供を図っていきたい。

題名	コロナ禍でのオンラインによる保健事業の展開について
所属	茨城県 中央保健所、茨城県 日立保健所
氏名	瀧澤 伸枝、佐藤 紗央里、宮﨑 真弥
はじめに	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面で実施していた研修会や会議等を例年どおり行うことが困難な状況が続いている。 当課が主催する研修会は年間 10 回程度、会議は年間 20 回程度であり、新型コロナウイルスの感染予防のためにすべての研修会等を延期することはできない。
目的	従来集合で行っていた研修会や会議などをオンラインで 行うことで、新型コロナウイルスの感染拡大予防を図るこ とを目的とする。
内容	令和2年度よりがん対策、歯科保健及び栄養業務に関する動画を作成するとともに、学生実習や会議もオンラインで実施している。
成果	オンラインでの実施に移行しても参加者からは好評を得ていると思われる。 例えば、がん対策動画閲覧者向けのアンケートでは高評価を得られている。また、歯科保健担当者向けの情報提供を動画配信にて行ったところ好評を得た。
考察	研修会や会議等をオンラインで行うことにより、事業を 通じた感染のリスクを減らすとともに、感染症の流行状況 によらずに事業を実施できることが分かった。 また、オンラインでは参加者の来所の手間がかからない ことや、動画配信では時間や場所に制限されずに視聴でき ることなどから、新型コロナウイルス感染症収束後も継続 する必要性が示唆された。
まとめ	新型コロウイルスの感染拡大時に健康増進業務を継続する手段としてオンラインの活用が有効であることが分かった。 新型コロナウイルス感染症収束後も、必要に応じてオンラインの活用を継続したい。

題名	病院等立入検査の点検票電子化による業務効率化
所属	中央保健所 総務課 地域保健推進室
氏名	菱沼 隼人
はじめに	保健所地域保健推進室では、医療法第25条に基づき、病院等立入検査を実施している。 病院等立入検査は、医療機関が良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、国民の健康の保持に寄与することを目的として、知事に任命された検査員が病院及び診療所(歯科診療所を含む)に対し行う検査である。 今年度における管内実施施設数及び検査項目数は、病院14件(頻度:毎年実施)各300項目、診療所31件(頻度:3~5年に1回)各150項目である。
目的	従来使用の検査票は紙媒体のため、検査結果のとりまとめ 及び指摘事項の評価照合が煩雑であった。 そのため、点検事項及び過去の指摘事項を紐づけた電子点 検票を作成し、タブレット端末とともに検査に携帯すること とした。
内容	エクセルで点検表を作成し、チェックボックスを付けて、 適否を判定する機能を実装し、自動的に指摘事項のデータ抽 出及び分析を可能とした。
成果	データの自動抽出により、指摘事項が明瞭となり、講評での指摘漏れがなくなるとともに過去の指摘事項について把握できるため、より効果的な指導が可能となった。 また、結果通知の作成においては、指摘事項として抽出されたデータの転記が可能となったため、業務時間が大幅に削減された。
考察	検査表の作成は、検査結果とりまとめの業務効率化を目的として行った。結果として、検査結果とりまとめの業務時間軽減だけではなく、実地検査時間の縮小及び検査精度の向上に寄与した。 他の業務においても活用可能なスキームのため、別事業での活用を検討していきたい。
まとめ	引き続き所内の立入検査にて、電子検査表を活用する方針である。 今後は、各保健所地域保健推進室で使用している検査表を共有し、見直しを図る。 また、従来各保健所の立入検査結果を把握する機会がなかったため、各保健所の指摘内容、指導区分、規定検査項目以外の確認事項、施設の工夫及び検査員の知見等を登録するデータベースを作成し、県全体として、より精度が高く、効果的な立入検査の実施を目指す。

題名	植物性自然毒の多成分一斉分析法の検討
所属	茨城県 衛生研究所 理化学部
氏名	櫻井 正晃、湯浅 全世
はじめに	当所では、食中毒や有症苦情等の事案について、保健所等を通じて持ち込まれる食品等について理化学検査を行い、原因究明を図っている。 食中毒全体の発生件数に占める自然毒による食中毒の割合は低いが、1回の喫食量が少量でも症状が重篤化しやすく致死的になる場合もあり、原因究明のため早急に検査結果を出すことが求められている。 植物性自然毒中毒は、県内でも過去に多数発生しており、今後も様々な植物性自然毒中毒の発生が予想される。このような事態に対応するため、LC/MS/MS(タンデム四重極質量分析計)で多数の自然毒を一度に分析可能な迅速一斉分析法を検討したので報告する。
目的	植物性自然毒成分を検出できる多成分一斉分析法の確立
	(1)対象成分 全国的に食中毒事例が多い7植物(イヌサフラン、スイセン、バイケイソウ、チョウセンアサガオ、ハシリドコロ、トリカブト、ジャガイモ)の有毒成分11種(コルヒチン、リコリン、ベラトラミン、ジェルビン、アトロピン、スコポラミン、アコニチン、メサコニチン、ヒパコニチン、ソラニン、チャコニン)を選定した。 (2)試料 装置条件検討用として市販のホウレンソウを、加工食品の前処理検討用試料として、市販のレトルトカレーと冷凍餃子を用いた。
内容	(3)試験溶液の調製 試料を細切し、その5gに0.1%ギ酸含有メタノール(以下、「含有メタ」という。)20mLを加えホモジナイズした後、遠心分離、吸引ろ過し、残渣を再度含有メタ10mLでホモジナイズ、吸引ろ過を行った。この溶液を含有メタで希釈し、0.2μmフィルターでろ過したものをLC-MS/MS用の試験溶液とした。 加工食品については、2通りの方法で調製した。 ①脱脂のみ 試料1gにメタノール10mLとn-ヘキサンを10mL加えた。ホモジナイズしたのちに遠心分離を行い、下層(メタノール層)を0.2μmフィルターでろ過したものを試験溶液とした。

	②脱脂+除タンパク
	試料1gにメタノールと10%(w/v)トリクロロ酢酸溶液を加
	えた。ホモジナイズしたのちに遠心分離を行い、上清をと
	り、メタノールを加えて正確に50mLに定容した。この溶液
	をとり、固相カラムで精製し水で希釈したものを試験溶液
	とした。
	(4)装置及び測定条件
	前処理の方法に関わらず、表1のとおり。
	表 1 装置及び分析条件
	DE DE DE LC: ACQUITY UPLC I−Class MS: XevoTQD
	カラム Imtakt Scherzo SM-C18(2.0×150mm、3µm)
	(A)10mMギ酸アンチニウム液液
	移動相 (B)アセトニトリル
	流速 0.3mL/min カラム温度:40°C
	グラジエント (B)10%(0−0.5min)→40%(10min)
	$\rightarrow 80\%(15-20\min)\rightarrow 10\%(20.1-25\min)$
	試料注入量 1.0μL
	リー イオン10法 ESI(+)
	<u> </u>
	検討した条件で全 11 成分の標準溶液を混合し、測定した
	ところ、全成分について良好な分離となり、一斉分析可能な
	LC-MS/MS の条件が得られた。
	また、レトルトカレーや冷凍餃子のように脂肪分や香辛料
┃ ┃成果	等の夾雑物の多い加工食品でも、前処理を加えることで分析
从未	できるようになった。
	結果として、食中毒発生件数が多い有毒植物中に含まれ
	ている植物性自然毒成分計 11 成分について、一斉分析法を
	用いて測定できるようになった。
	横討した一斉分析法が有効であること、また、レトルト
	カレーや餃子のような加工食品については、脱脂・除タン
 ± L W	パクの操作を加えることで一斉分析法が可能であることを
まとめ	確認した。これにより、食品について、試料の前処理から 機器のた。欠けまる CO 八組度で行ることが可能しなった
	機器分析・解析まで 60 分程度で行うことが可能となった。
	今後、有毒植物が原因と考えられる食中毒事案が発生した
1	際に活用していきたい。

題名	精神保健福祉法第 23 条通報対応における関係機関との 連携について
所属	茨城県 精神保健福祉センター
氏名	高丸 賢一、松本 忠士、片見 眞由美、佐々木 恵美
はじめに	茨城県において精神保健福祉法に基づく通報は、平日 昼間をその地域を管轄する保健所が担当し、依間・休福 の警察官通報(以下、23条通報)は茨城県精神保健福 センター(以下「当センター」)が県全域を担当してい る。 23条通報の対象は、「精神障害のために自傷・他害の おそれがある者」である。だる 選等である。ととがある。との 上、診察要否を判断する。と要がある一般ない。 上、診察要否を判断の同意に、、 変等を可能な限り行っている。 一方、23条通報例は多い。この 一方、23条通報例は多い。 一方、23条通報例は多い。 一方、23条通報例は多い。 一方、23条通報例は多い。 一方、25条通報例は多い。 一方、25条通報例は多い。 でなく、本人が地域で生活するとのであいる。 り、そのためには多機関連携が重要となる。 時間を併せ持つ事例はを生活な要であり、 り、そのためには多機関連携が重要となる。 り、この は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
目的	当センターで経験した 23 条通報例のうち、経済困窮や保護者不在等の問題が背景にある事例を通じ、精神科 救急における多機関連携の有用性や課題について考察する。
内容・成果	夜間・休日通報件数は R2 年度 56 件、R3 年度 61 件、R4 年度 11 月末時点で 69 件と増加傾向にある。今回、市町村高齢福祉担当や生活保護担当、児童相談所等と関わった 3 事例を呈示し、診察要否判断や受診支援、生活支援等の観点から、多機関連携について検討した。

事例①②は、関係機関との連携により診察要否判断や 医療へのつなぎを比較的速やかに行うことができ、その 後の地域支援にもつながった。事例③は関係機関同士の 事前の連絡調整が不十分だったため、診察要否判断や医 療へのつなぎに時間を要し、その後の地域支援にも課題 を残した。 診察要不要に関わらず、事例によっては継続的な通院

診察要不要に関わらず、事例によっては継続的な通院 支援や生活支援等、地域で生活するための支援体制が必 要となる。「にも包括」の中でも精神科救急に対応する ため、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事 業者、市町村等が相互に連携することが重要とされてい る。

考察

精神科救急をはじめ、こうした支援体制作りのためには、日頃から互いの業務内容等を把握し、担当同士が相互に「つながる意識」を持って、体制を整えておくことが必要である。

夜間・休日の23条通報では、得られる情報が少ない中、その言動が精神障害によるものか、自傷・他害のおそれに該当するか、医療か司法か、判断に悩む場面は多い。

当県の多機関連携には未だ課題も多いが、精神科救急業務の一端を担う立場から、夜間・休日であっても関係機関と速やかに連携できる体制作りは必要と考える。今後、警察や病院、市町村等の関係機関と当センターとの更なる連携強化を図っていきたい。

まとめ

- (1) 当センターで経験した 23 条通報例のうち、多機関との連携を要した 3 事例について紹介した。多機関連携の有用性と課題について検討した。
- (2) 精神科救急や地域支援のためには、関係機関同士の連携は欠かせない。「にも包括」の構築においても、精神科救急と地域との連携による支援体制が求められている。日頃から互いの業務内容を把握し、体制を整えておくことが必要と思われた。
- (3) 夜間・休日は調査や対応に苦慮することが多い。関係機関の緊急連絡先の調査等も含め、速やかな連携ができるよう体制作りを進めていきたい。

題名	社会的養護で生活している子どもたちの声から考える
所属	茨城県 中央児童相談所
氏名	茅根 百代
はじめに	児童相談所における対応に関しては虐待対応に注目され やすい。近年の法改正に伴い子どもの権利保障や家族再統 合に向けた取り組みを推進していくこととなったが、具体 的な支援策が標準化されておらず、課題が多い。今回子ど もの意見を基に子どもの生い立ちをたどるライフストーリ ーワークを実施したため、具体的な取り組みとそこから得 られた成果について発表したい。
目的	支援をする側が成功したという実感を持てることが少なく、具体的な支援にまで繋げられないケースが多々あると感じている。当事者も支援者もライフストーリーワークに関して一定の良い評価を得ることができた。 実際の事例を共有し、それぞれが自信をもってできる支援が広がっていくと良いと考える。
内容	昨年度から今年度にかけてライフストーリーワークを実施した。ライフストーリーワークとは子どもの生い立ちを振り返り、家族と子どもの歴史をたどるワークである。本ワークの中では子どもの意見を基に、施設職員と共に生い立ちの整理を行い、家族からの真実告知を行った。児童相談所が主体となって行うライフストーリーワークは当所では初めての取り組みだった。
成果	ライフストーリーワークを通して子どもが家族を肯定的に捉え、将来への不安を支援者に伝えることができた。また子ども自身の断片的な過去の記憶を繋ぎ、現在の生活と照らし合わせる支援をすることで子どもが自己肯定感を取り戻した。その姿に支援者は勇気づけられ、これまでの支援について振り返ることができた。支援者側がそれぞれの役割を果たしながら協力体制を作ることができたため、今後同じようなケースへも良いイメージを持ちながら支援をすることができるのではないかと考える。
考察	子どもの施設入所は、子どもが安心な環境で生活できるようになったとゴールになりやすいと感じる。それまでの学校・生活環境・友人から分離され、生活の大きな変化を強いられる。分離して生活している家族と子どもが「どう在りたいか」という家族像を築いていくには時間がかかり支援者は支援方針や具体的な支援方法の在り方について困難を抱くことも多い。

	家族再統合は、単に一緒に暮らすことだけではなく、お 互いの存在を肯定的に受け止めることを支援し、家族がお 互いにどのような形で生活していきたいのかを尊重してい くことが必要であると考える。
まとめ	今回のライフストーリーワークを通して、子どもからは回復していく姿を、家族からは「家族としてどう在りたいのか」と思いを貫く大切さを感じた。 子どもの権利擁護を実現していくための取り組みとしてライフストーリーワークを紹介したが、子どもの声を実際の支援に繋げていくために私たち支援者側ができることは限られているが、できることを増やし様々な視点から子どもたちの育ちを支えていきたい。

題名	児童相談所における保健師の取り組みについて
所属	茨城県 中央児童相談所
氏名	佐藤 遼
はじめに	茨城県では昭和41年に中央児童相談所に保健師の配置が開始され、平成17年には3児童相談所(中央、土浦、筑西)に保健師の配置が開始された。令和4年度には医師・保健師の配置の義務化により5児童相談所(日立、鉾田を追加)に保健師が配置(兼務含む)となっている。 保健師は独自の機能(専門性)を果たすことが期待されることから、児相内でその機能が理解され他職種と協働していくことが必要である。そのために新たな取組を行ったため報告する。併せて現在の活動を振り返り、今後の課題について考察したので報告する。
目的	① 所内他職種に対して多様な保健師の機能を活用してもらうために、保健師の役割やどのような専門性があるのを理解してもらうことが必要と考え「健康保健だより」を発行し周知することとした。② 現在の児相保健師の活動と今後の活動について考察する。
内容	① 行政情報ネットワークシステムを利用して「健康保健だより」の発行) 【期間】令和3年6月~現在も継続中(月1回) 【実施内容】 新型コロナウイルス感染症や結核、メンタルヘルスなどの職員自身に関係する保健福祉や虐待の医学的所見、精神疾患など業務に利用できる内容 ② 児童相談所保健師連絡会による活動の振り返り
成果	・業務や会議での意見を求められる際の内容が詳細なものとなり、より保健師の専門性を生かした業務が増えた。 ・「健康保健だより」が普段関わらない職員とのコミュニケーションツールとなり、他課からの質問や業務依頼の機会が増えた。 ・個人的な健康相談など産業保健師としての役割が増えた。 ・児相保健師の期待される役割を各児童相談所保健師と話し合うことで再認識できた。

児童相談所の保健師は一人配置であり、専門性を生かし、他職種と連携し、積極的に業務遂行していく力が必要となる。そして、保健師の能力を知ってもらい専門性を生かした仕事を依頼されるよう現在の取り組みを継続したい。

考察

現在、保健師は、基本的には虐待対応チームに所属し、医療につなげる事例や乳幼児、性的虐待、医療機関及び市町村との連携が必要な事例に対応している。その他では疾患を持っている事例、親が精神疾患の事例、他職種から相談があったケースの対応など保健師の医療・保健の知識や関係機関連携の機能を活かした業務を担っている。児童相談所運営指針に示されている保健師の職務(4項目)

を元に現在の活動を点検すると市町村保健センター、子育て世代包括支援センターや医療機関との協働による支援について、十分に役割が果たせているとはいえない。関係機関との日常的な情報交換や連絡会などへの出席等による平時の関係づくりを意識的に行うことが今後の課題と考える。

まとめ

所内他職種をはじめ、市町村、医療機関とのケース検討会や連絡会に児童相談所保健師として積極的に参加し、その役割、機能について広く理解してもらうことが必要である。そのためにも、児童相談所保健師として専門性をより高めることが重要である。

※ 参 考

< 令和3年3月31日児童相談所運営指針>

保健師の職務内容

- (1)公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- (2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、障害児や虐待を受けた子供及びその家族に対する在宅支援
- (3)子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア 及び一時保護している子どもの健康管理
- (4) 市町村保健センター、子育て世代包括支援センター や医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関と の協働による子どもや家族の支援

題名	大学と付属病院との共同開催による難病サロン『モロモロの会』の活動7年間を振り返る
所属	茨城県立医療大学 保健医療学部 看護学科
氏名	鶴見 三代子、山口 忍、綾部 明江、斉藤 瑛梨、 大野 明日香
はじめに	平成28年より、看護学科教員と付属病院との協働による難病サロン活動を開始した。サロンの目的は、地域で生活する難病患者とその家族らが互いに交流し、気持ちの共有や情報交換することである。平成27年に実施した面接調査の結果から、難病患者やその家族らは、日頃から外出先がなく、情報収集の機会が少ないことが明らかになった。そこで『モロモロの会』では気軽に参加できる居場所づくりや、参加者自らが主体的に生活できる力を発揮できるような活動支援を目指している。
目的	これまでの7年間の活動を振り返り、サロン活動の今後の在り方を考えることである。
内容	1. 難病サロン『モロモロの会』の活動 【参加者】茨城県内で生活する難病患者とその家族 (診断名は問わない/本人だけ、家族だけの参加も可) 【周知方法】①付属病院内でのポスター掲示とチラシの配布 ②神経内科医によるチラシ配布、③保健所から郵送 ④過去のサロン参加者に郵送 【開催場所】大学構内 【開催時期】1年間に4回 【参加費】無料(コーヒーの提供あり) 【活動内容】自己紹介&交流(自由に席移動を可とする)・社会資源に関する資料等の配布・学生による健康教育、お花見、合唱、ピアノコンサートなど 2. 研究活動 地域で暮らす難病患者らの支援として、難病患者の生活の質向上を目指し、複数の研究資金を獲得した。それらを活用して研究成果をまとめ、論文や学会発表を通じて発信することで、他の研究者や難病患者の支援者とのディスカッションを通じ、現在実施している支援に役立てている。

1. 参加者の特徴

年齢層: 20代~80代。各回5~15名程度。

居住地:阿見町、土浦市など近隣地域をはじめ県内全域 疾病名:脊髄小脳変性症、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎、

筋委縮性側索硬化症(ALS)、筋ジストロフィーなど

ADL:独歩、杖歩行、車椅子まで

その他:継続参加者以外に、チラシや難病相談支援センター等の紹

介により新規参加者あり。

2. 支援者の役割

開催通知案内の送付を含む会場準備等全体運営、関係各所への連絡、関係機関との連携、療養相談等

3. 関係している職種

保健所、県の保健福祉部、茨城県難病相談支援センター、茨城県 高次脳機能障害支援センター、社会福祉協議会、地元企業、患者会 組織、保健師ボランティア など

4. 参加者の声

「こういう集まりが欲しかった」 「なかなか他の人に病気のことを理解してもらえなくて・・」 「参加者同士で SNS を活用した情報共有をしたい」 など

5. コロナ禍での活動

2020年4月~9月までサロン活動を中止した。その間は教員や一部の参加者からのメッセージをまとめて参加者に郵送したり、教員による電話での健康確認などを実施した。

6. 難病支援のための研究成果報告

これまでに、学内および外部資金による研究助成金を獲得し論文や学会発表を実施した。

考察

成果

難病サロンは参加者にとって居場所となっており、年齢層や疾患は多様であるものの、悩みの共有や情報交換の場として活用されていた。また多職種連携により、直接支援に繋げることができ、支援を繋ぐ場としても有効であった。一方で、遠方に居住する人や ADL 低下のある方々の参加が困難となっていた人もおり、開催方法等の検討をする必要があった。さらに、研究活動により、難病患者に必要な支援の示唆を得ることができた。

まとめ

難病サロン『モロモロの会』は難病患者どうしの交流の場や情報 共有の場以外に、各種サービスの紹介や関係職種との連携の場となり社会資源の有効活用に繋げる場としての役割があった。よって、 開催場所や開催方法等を検討しつつ、サロン活動を継続していく必 要がある。また、地域で暮らす難病患者やその家族がより良く生活 できるよう、ニーズを明らかにし、より良い支援に繋げられるよう に活動していくことが重要である。

16

題名	難病患者とその家族への交流支援 ~オンライン交流会開催の考察をふまえて~
所属	茨城県 難病相談支援センター
氏名	石塚 麻里花
はじめに	茨城県難病相談支援センターでは、各種相談支援、地域交流会等の(自主)活動に対する支援、就労支援、講演・研修会の開催などを実施している。 新型コロナウイルス感染症流行の影響により、近年は患者とその家族の交流会を実施できていない。療養生活に不安のある患者、その家族がいることが推察され、オンライン開催での交流会が計画された。
目的	県内の難病患者とその家族の交流の場を設け、孤立することなく療養生活を安心して送ることができる環境づくりを推進する。 患者やその家族の交流会をオンライン開催で試行し、オンライン交流会の是非とその内容を考察することで今後の交流支援の発展を図る。
内容	令和4年12月10日(土)13:30~15:10開催され、参加人数は10名(患者8名、家族2名)だった。 県立医療大学看護学科教授山口忍氏の挨拶、医科学センター教授河野豊氏による感染症対策に関する講話、2グループに分かれて参加者の自己紹介、交流タイムが行われた。 支援者側として、看護学科教員4名(山口氏・綾部氏・鶴見氏・斉藤氏)、県健康推進課2名(大竹氏・榎戸氏)、県保健所難病担当3名(高野氏・川崎氏・東野氏)、県難病相談支援センター3名(河野氏・赤尾杉氏・石塚)、計12名が参加した。

成果	開催後アンケートより、「交流できた」「まあまあ交流できた」との回答が多かった。 オンライン交流会のグループトークにおいて、病気の症状の対処法や病気の受容、治療方法の選択などについて話がされ、療養生活における不安や疑問を誰かと話す機会になった。
考察	難病患者とその家族が孤立することなく安心して療養生活を送るための支援として、オンライン開催の交流会も有意義である。 開催後のアンケートや日頃の患者会活動支援において、活動をどう周知することが課題として挙げられ、交流を望む方にどのように情報を届け、より多くの方の参加につなげていくかが引き続き課題である。
まとめ	難病患者とその家族が孤立することなく、安心して療養生活を送るためには、交流の場を維持していくことが必要である。今回のオンライン交流会開催後に参加者から得た意見をふまえ、難病患者とその家族のニーズを捉えた支援につなげていきたい。

題名	ゲートキーパー養成講座の展開
所属	つくば市 保健部 大穂保健センター
氏名	石田 美奈
はじめに	では、自殺予防対策の一環として平成 22 年から が大きのにない。開発を実施している。開生者とも市民にといってりが大きではじめた。 民生委員をはじめた。 民生のの役割を伝えてのののののでは、 資を中心にが一下をののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本のののでは、 日本のののでは、 日本のののでは、 日本のののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本のでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本のでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ののでは、 日本ので、 日本ので、 日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本のでは、 日本ので、 日本ので、 日本ので、 日本ので、 日本ので、 日本ので、 日本ので、 日本ので、 日本ので、 日本ので、 日本ので、
目的	ゲートキーパーについて知りたい、学びたいという市民 が、個人的に申込みをして受けられるゲートキーパー養成 講座を開催し、自殺対策を支える人材を育成する。
内容	<ゲートキーパー養成講座(個人申込)の開催> 内容:講義40分とDVD視聴15分、質疑応答 実施方法:市役所会議室で集合型 周知方法:市報、ホームページへの掲載とチラシ配布。特 に、SNSへの掲載に重点を置き、FacebookやTwitterの他 に、市独自のプッシュ型アプリを利用することで、いろい ろな年代の市民への周知を図った。 令和3年度は、年1回の開催。令和4年度は、9月と3月の 2回開催予定。

成果	○令和3年11月2日・・13名参加 (自殺予防週間のある9月に企画するが、新型コロナウイルス感染症の影響で11月に延期) ○令和4年9月30日・・30名参加 ○令和5年3月22日にも実施予定 ・まだ2回の開催ではあるが、参加者は増えていることから、市民からのニーズがあることを知ることができた。また、定期的な開催を周知することで、ゲートキーパーの存在を多くの市民が知る機会となった。・具体的にアンケートの結果から見ると、「定期的に研修をしてほしい」「いつもと違いを感じたら声かけしていきたい」「周囲の人の変化に気づき、繋ぐ役割をはたしたい」「もう一歩踏み込んで学べる講座も実施してほしい」(要望)などの声があった。
考察	参加後のアンケートや直接の声から、個人的に講座に申し込んでくる方は、コロナ禍で精神的に不安定な方が多い状況で誰かの役に立ちたいという思いの方もいたが、背景に様々な事情がある方が多いということが分かった。そして事情は深刻な状況のように感じた。これまで2回の講座では、通常つくば市として実施してきた講座構成で行なったが、アンケートにも多く書かれていたように、その先の対応方法を実践を通して学べる内容を追加していく必要もあると感じた。
まとめ	ゲートキーパーに興味があると感じたときに、講座が受けられるように、限定公開の形で講座を動画配信するのも一つの方法だと思う。その上で、実際の対応方法などは、集合型で一般市民向けにゲートキーパー養成講座を開催した際に学んでもらうなどの、様々な受講の方法を提供していきたい。また、つくば市の特徴として、高齢者と若い世代への自殺対策が必要な現状があるので、年代別でのアプローチの方法も検討していきたい。

題名	日立市における受動喫煙防止の取組について
所属	日立市 健康づくり推進課
氏名	浦上 聖永
はじめに	本市では、妊産婦から成人まで、様々な事業の中で禁煙・受動喫煙防止のための対策をしている。 そのなかでも、未就学児やその保護者、小中学生を対象とした禁煙・受動喫煙防止教育を、関係機関と協働して行っているため、その取り組みについて紹介する。
目的	喫煙及び受動喫煙が健康を害することは明らかであり、特に 妊産婦の喫煙は流産や早産、乳幼児突然死症候群などを引き起 こす原因となる。そのため、正しい知識を普及させ、禁煙・受 動喫煙防止の取り組みを推進する。 また、未成年を対象に喫煙防止教育を行うことで、喫煙をし ない世代を育成する。
内容	平成 13 年に健康増進計画「ひたち健康づくりプラン 21」を 策定し、未成年者の喫煙防止対策の推進を取り組みとして定め た。その後、日立市内の医療・保健・教育分野が連携する日立 市地域医療協議会に「『タバコと健康』に関する専門委員会」 を設置し、各機関で協働して禁煙・受動喫煙防止を推進する体制を整えた。 現在では、妊娠出産から中学生までの間に、継続した禁煙・ 受動喫煙防止教育を行っている。 ① 保健センターでの個別指導・健康教育等 妊産婦の喫煙対策として、母子健康手帳交付時や赤ちゃ ん訪問時にリーフレットを用いた個別指導を実施。 また、妊娠期の母親学級や両親学級での健康教育、幼児 健診会場でリーフレットを配布し、禁煙・受動喫煙防止の 啓発を行っている。 ② 未就学児親子の受動喫煙防止研修会 市内保育園・幼稚園・認定こども園の6歳児(年長児)と その保護者を対象に実施。 内容はNPO法人ひたち親子の広場による受動喫煙防止に 関する紙芝居・ペープサートと、保健師や栄養士による保 護者向けの健康教育の2部制となっている。 ③ <u>喫煙防止教育</u> 「『タバコと健康』に関する専門委員会」の委員長である天谷龍夫医師が講師として、市内小学校6年生を対象に 実施。

	子ども自身が早期にたばこの害について正しい知識を身 につけ、将来の喫煙を防ぐことを目指す。
	 ④ <u>歯と口の健康教育~禁煙が口腔に及ぼす影響~</u> 市内中学校1年生を対象に実施。 歯科医師による、喫煙の害と歯周病の関係についての健康教育を行い、正しい知識の普及を目指す。 ⑤ 子育て世代禁煙外来治療費助成事業 令和2年度より開始。18歳以下の子ども又は妊婦と同居している市民を対象に、禁煙外来治療に要した自己負担額
	の2分の1(上限1万円)を助成する。
成果	平成 28 年に実施した「ひたち健康づくりプラン 21」の中間評価では、「喫煙者の割合」「受動喫煙の機会のあった人の割合」「未成年喫煙者の割合」はいずれも低下した。特に「未成年喫煙者の割合」は目標値の0%を達成した。 妊婦および産婦の喫煙率は、大きな変化はみられず横ばいとなっている。 1歳6か月児・3歳児健康診査会場で実施しているアンケート調査では、父母ともに喫煙率は低下したが、新たに加熱式タバコを使用する割合が高まっていることが分かった。
考察	未成年喫煙者の割合の低下は、未就学児から中学生まで、一貫した喫煙防止教育を実施したことによる成果だと考える。 一方で、妊産婦の喫煙率は横ばいであるため、引き続き個別指導を継続しながら、行動変容を促す必要がある。 また、加熱式たばこの使用者の増加に対し、関係機関とも連携しながら対策していきたい。
まとめ	引き続き、妊産婦、未就学児やその保護者、小中学生を対象とした禁煙・受動喫煙防止教育を実施し、喫煙をしない世代の育成に努める。 新型たばこについて、医療分野と連携して情報収集し、健康教育の内容に取り入れることにより、正しい知識の普及に努めていく。

題名	特定妊婦への支援
所属	阿見町 保健福祉部 健康づくり課
氏名	倉田 陽奈
はじめに	経済的困窮と育児サポートが不足している状況で、妊娠・出産を繰り返しているケースに対する安全安心な出産・養育に向けた支援について紹介する。 子ども家庭課や医療機関、特別養子縁組支援団体等の関係機関の協力を得て、本人の健康維持、児の適切な養育、経済的不安軽減のため支援した。現在も支援は継続しており、生活状況・養育状況の悪化はなく経過している。
目的	本人が適切な養育をできるよう支援する。また、本人が安全に安心して出産できるよう支援する。
内容	・妊娠届出時の支援: 本人より第6子妊娠の相談を受け、妊娠週数が進んで妊娠の名こ中、妊娠媚屈出時、既に対いうめた。を養機関は、妊娠娠症になりやことを関いれ、医療機関は出時、のためを見ていた。本人は以前がととでなりた。本人は以前がととの変した。では、妊娠症になりた。でを要したが、とのでは、生生のののののののののの

いたことを報告した。そして、本人・パートナーは、特別養子縁組 支援団体と面談し、手続きを開始した。 その後、特別養子縁組に託すことや避妊手術を受けることについ て、本人の気持ちが揺らぐことが度々あった。その都度、子ども家 庭課や特別養子縁組支援団体、健康づくり課、助産師・医師が本人 の思いに寄り添い、傾聴した。 そして、出産時までに、本人は避妊手術を決断した。帝王切開で 第6子を無事に出産し、その際に卵管切除術を受けた。出産後も特 別養子縁組に託すことについて気持ちが揺らぐこともあったが、助 産師や特別養子縁組支援団体、子ども家庭課が本人の思いを傾聴す る等支援した。本人は、特別養子縁組に託すことを決断し、退院日 に特別養子縁組支援団体に第6子を託した。 本人が第6子を養育する希望は叶わなかったが、第6子は養親の もと適切な養育を受けることができている。本人は、第6子を思い 出し、寂しい気持ちになることもあったが、第6子の養育状況を知 り、前向きな様子が伺える。 成果 避妊手術により、今後、予期せぬ妊娠の可能性はなく、妊娠・出 産による健康状態の悪化や養育への影響が生じることはない。本人 は就労し、経済状況の悪化はなく生活できており、産前と同様に第 3子・第5子を養育し、生活状況に変化なく生活できている。 無計画に妊娠・出産を繰り返してきたケースに対し、関係機関と 連携し、家族計画について積極的に具体的な指導を実施したことに より、本人が悩みつつも避妊手術、特別養子縁組に託すことを選択 し、家族の安全・安心な生活を守ることができた。 考察 妊婦や家族は、妊娠・出産を喜ばしく思い、児は待ち望まれて誕 生することが理想である。賛否両論はあるかもしれないが、妊娠・ 出産の繰り返しによる健康状態や経済状況の悪化により、養育困難 となることが考えられるケースに対しては、一歩踏み込んだ家族計 画の指導が重要だと考える。 将来の子どもたちの幸せのためにも、女性の健康のためにも、家 族計画は必要である。妊婦と家族の健康のために、状況に応じて、 まとめ 妊娠中からの家族計画の指導も実施し、関係機関と連携して、住民 の健康維持・増進に取り組みたい。

題名	行方市療育支援事業について
所属	行方市 健康増進課 療育支援グループ
氏名	宮内 恭子
はじめに	出生数は低下しているが、乳幼児健康診査、健康相談、訪問及び 巡回相談等で、運動発達または精神発達(言葉も含む)に課題のあ ると思われる未就学児が増加傾向にある。
目的	運動発達または精神発達(言葉も含む)に課題のあると思われる 未就学児に対し、専門的な相談及び指導を実施することにより、心 身の異常を早期に発見し、その児にあった療育を促す。 また、保護者の不安を解消できるよう育児支援を実施する。
内容	令和2年度 療育支援グループ設置され、事業の拡大、重層的な継続的支援を行った。 令和2年 ・作業療法士の「療育運動教室」開始 ・市内小中学校 公認心理師巡回相談に療育支援 G 同行 (幼少期の情報共有) ・発達検査開始(就学時健診後の要精密者) ・和3年 ・作業療法士の保育園・幼稚園・こども園巡回相談開始 ・下の水中学校巡回相談開始 ・作業療法士の小中学校巡回相談開始 ・アール専門職大学学生実習受け入れ
成果	 ・公認心理師・作業療法士の巡回相談では、教育委員会が同行する事により、就学支援が継続的となった。 ・医療に早期に繋げられるようになった。 ・こども福祉課と連携することにより、虐待やヤングケアラーのハイリスク児に早期に介入できるようになった。 ・決まった専門職が巡回することで、アセスメントにばらつきがなくなり、統一したアドバイス、継続支援が出来るようになった。 ・行政が療育支援を行うことにより、母子保健、教育委員会、こど
考察	も福祉課、社会福祉課と密な連携がとれ、早期発見、早期対応が可能となっている。・園や学校を取り込むことにより、現場の不安感に寄り添い、同じ方向性で児の支援が出来ている。
まとめ	今後はさらに、療育支援事業の拡大、他機関との連携拡大し、 様々な家族構成、生活スタイル、多様な思考を柔軟に受け入れ、 親支援に力を入れていきたい。

題名	鉾田市行方市保健師業務研究会の歩み 〜保健所再編を経て〜
所属	行方市 健康増進課
氏名	田宮 槙
はじめに	令和元年 11 月、鉾田保健所と潮来保健所が統合された。 「鉾田保健所管内保健師業務研究会」として活動してきた 鉾田市・行方市の保健師が、「鉾田市行方市保健師業務研 究会」を発足させた経過と 3 年目を迎えた現在の活動の様 子について報告する。
目的	「鉾田市行方市保健師業務研究会」発足までの経過と現 在の活動についてまとめる。
内容	①鉾田保健所管内保健師業務研究会(令和元年度まで)の活動について ②保健所再編に向けて、令和元年度の鉾田保健所管内保健師業務研究会の取り組み ③業務研究会のあり方検討の詳細 (ワークシート・アンケート・グループ討論の結果) ④鉾田市行方市保健師業務研究会の取り組み
成果	業務研究会のあり方検討を通して、業務研究会を、学びの機会・他市との交流を目的に「継続する」意見と、役員の負担・参加する時間を確保するのが困難との理由で「継続しない」意見に分かれた。 研修日程を半日とし、各市だけでは取り組めない「災害対応」や「人材育成」などに取り組むこととして、保健師業務研究会の継続を決定。鉾田市行方市保健師業務研究会が誕生した。
考察	研修テーマをしぼり日程を半日としたことは、役員の負担の軽減、参加者も時間の確保に繋がったと考える。 鉾田市行方市保健師業務研究会発足後は、新型コロナ感染症の影響で、業務研究会の中止・延期・リモートへ変更など、別の調整が増えた。しかし、他市や経験年数の近い保健師同士交流が持てることをプラスに感じるとの意見が多く聞かれ、保健師の士気を上げることに繋がっていると考える。
まとめ	業研は「学習」「交流」「情報交換」の場であることが確認できた。 コロナ禍で疲れ切っている保健師は多く、参加者が来て元気になれる業務研究会にしていきたい。

題名	いつでもどこでもシルバーリハビリ体操 ~「一介助一体操」の検討から見えた多職種連携~
所属	1) 茨城県立健康プラザ 2) 山口県介護福祉士会 3) 筑波大学人間総合科学学術院人間総合科学研究群医学学位プログラム
氏名	大川 沙緒里 ¹⁾ 、今 絵理佳 ¹⁾ 、古澤 綾 ¹⁾ 、真木 真奈美 ¹⁾ 小島 萌乃 ¹⁾ 、矢野 敦大 ¹⁾³⁾ 、船津 幸美 ²⁾ 、黒江 悦子 ¹⁾ 、大田 仁史 ¹⁾
はじめに	シルバーリハビリ体操(以下シル・リハ体操)は、理学療法士や作業療法士らが臨床場面で使用する動作を、高齢者もできるように組み立てられた体操で、体操一つ一のに日常生活動作(以下 ADL)における効果が明確である。人の自尊感情として「できることなら最期までトイレに行きたい」という思いがあるが、シル・リハ体操は、要介護状態であっても、できる体操を継続することで「最期をで人間らしくありたい」という願いに応えることができる体操である。県内ではシル・リハ体操指導士がボランティアで地域の高齢者の介護予防のため体操教室を運営・指導している。地域の体操教室では、指導士・参加者双方の安全を守るために、参加対象者はとを厳守しているが、施設等で要介護者に行う場合、専門職が介助できるので、介助されながらできる体操を継続できる。
目的	シル・リハ体操は ADL 動作に対応している体操であるため、要介護者の ADL の中で、介助者が一つでも体操を導入し継続して実施することで、生活機能の維持につながると考えられる。今回は、自尊感情に関わる排泄行為介助(以下排泄介助)に対応する体操を、要介護者の身体機能の状態に合わせて選択することを目的とした。
内容	①排泄介助を「高齢者の J・ABC 分類に基づく動作性尺度(大田 Ver. 2)」(以下動作性尺度)に基づき分類し、段階毎の介助内容を介護職に聴取 ②リハ職と介護職で介助内容に対応するシル・リハ体操を列挙 ③リハ職と介護職各々で段階ごとに体操の重み付けを実施(5 段階) ④段階ごとの重要体操を3つ程度選定する

・動作性尺度が下がるとともに対応する体操数も段階的に減少する が、ベッド上の生活になったとしても、対応する体操が3つある。 ・体操の目的別で見ると、排泄介助が見守りの段階までは「転倒予 防」、介助でトイレに行く段階では「上・下肢の筋力強化」、ベッ 成果 ド上の介助では「体幹・下肢の柔軟性、下肢筋力強化」の体操が多 く選択されていた。 ・重みづけでは、介護職は全体的に点数を高くつけていて、順位付 けが難しいことが分かった。 ・介護職からの排泄行為介助の内容を基に机上で考えているリハ職 の評価と、現場で実際に介助している介護職の評価にずれがある ・10段階の動作性尺度で評価し検討したが、介助者のマンパワーに よって介助方法が変わり、同じ介助量の対象者であっても求めてい る体操が異なる可能性がある。 考察 ・リハ職は『維持・向上』目的で選択、介護職は『(実施上の)安 全』や『能力低下を見据えて』体操を選択している。 ・介護職は転倒や危険に対する不安が強く「できる活動」が「して いる活動」になっていない。 ・『職業の役割』や『現場の現状』を考慮し、相手の考えや想いに 寄り添った選択が必要。 病気や加齢とともに身体機能が低下するのは当たり前で、できて いた体操ができなくなっても、身体機能に合わせた体操があり、ベ ッド上の生活になっても対応できることがシル・リハ体操の一つの まとめ 利点である。また、多職種でシル・リハ体操を共通言語で持ってい れば、介護度やマンパワーの情報を共有することで、安全で効果的 な体操を選択でき、「一介助一体操」として、生活の中で継続して 行えることも期待される。

題名	介護予防体操ボランティアによる次世代育成の取り組み ~中学生へのシルバーリハビリ体操の普及活動実践報告~
所属	1) 茨城県立健康プラザ 2) 筑波大学人間総合科学学術院人間総合科学研究群医学学位プログラム
氏名	真木 真奈美 ¹⁾ 、今 絵理佳 ¹⁾ 、古澤 綾 ¹⁾ 、大川 沙緒里 ¹⁾ 、 小島 萌乃 ¹⁾ 、矢野 敦大 ¹⁾²⁾ 、黒江 悦子 ¹⁾ 、大田 仁史 ¹⁾
はじめに	超高齢社会の到来・労働人口の急減、地域のつながりの衰退等を背景に、住民の力を引き出して介護予防や地域づくりを進めることが求められている。また、学校教育においても、超高齢社会や地域の課題についての学習機会や児童・生徒と高齢者の世代間交流の重要性が増大している。 この度、A中学校からの依頼を受け、1年生の「総合的な学習の時間」において、シルバーリハビリ体操(以下、シル・リハ体操)指導士と共に「ジュニア・リハビリ体操サポーター養成講習会」を開催した。その概要と結果について報告する。 [シルバーリハビリ体操指導士(以下、指導士)とは]シル・リハ体操を普及するボランティア活動実践者。指導士養成講習会の講師も所定の研修(講義・実習)を修了した指導士が担っている。これまで、約10,000人の指導士を養成し、現在は県内全市町村でシル・リハ体操教室を開催している。【令和3年度実績】開催数:延18,000回/年、参加者数:延178,872人/年
目的	講習会の受講及びその後の活動を通して、生徒の高齢者及び超高齢社会、地域への理解を促すことを目的とする。 併せて、地域についての探求過程を通して、地域の人々とふれあい、より深いかかわりを持ち、郷土を愛する気持ちを育てることを目的とする。
内容	[講習会概要] A 中学校 1 年生約 40 名を対象に、令和 4 年 8 月に半日×3 日間、合計約 10 時間の講習会を開催した。 カリキュラムは、「超高齢社会の介護予防とシル・リハ体操」「からだの部位・関節・筋肉」の講義とシル・リハ体操の演習とし、3 日目には生徒が指導者役を演じる模擬体操教室を行った。また、生徒は事前学習として、超高齢社会の特徴、高齢化の現状・取組み等について学習した。 [実施体制] 主催はA中学校とし、プラザと地元指導士会が共催した。3者で事前に複数回打合せを行い、プログラム・教材の作成はプラザで行った。講義はプラザが担当し、体操演習は指導士が担当した。

[中学生へのアンケート結果]

事後アンケートでは、講義内容について約80%の生徒が「良く分かった」「だいたい分かった」と回答した。また、約45%の生徒が今後シル・リハ体操を「自身の健康・体力づくりのために実施したい」「祖父母等身近な高齢者に紹介したい」と回答した。

自由記載では、「高齢化についてわかった」「筋肉や関節の名前を覚えることが出来た」「シル・リハ体操を覚えることが出来た」「発表が緊張したが楽しかった」「祖父母に教えたい」等の意見が複数見られた。

また、生徒の 45%(18名)が「祖父母と同居」していた。

成果

「指導士の感想]

「大半の生徒が一生懸命メモをとり、『今後にいかしたい』との感想文で涙が出た。(中略)携われたことを誇りに思う。そのせいか 10 月の指導士養成講習会は初めて充実感を味わえた。」「指導士会の今後の活動にいかす貴重な体験となった」「介護予防のシステムは、高齢者が高齢者を側面から支援するシステムではあるが、市民全体が高齢者の『尊厳を守り支援する』空気が欲しい。(中略)中学生に指導したことは、的を射たと思慮する。」等の意見があった。

[中学生へのアンケート結果から]

講習会を通して、生徒の高齢者や超高齢社会、からだの構造、シル・リハ体操等についての理解を深めることが出来た。学生のうちからからだの構造や体操を学んだことは、健康の保持・増進の観点からも意義があったと考える。また、生徒は自身が学んだ具体的な介護予防策(シル・リハ体操)を、祖父母等身近な高齢者に教えたいとの思いを抱き、ふれあいの気持ちを育てる機会になったと考える。

考察

[指導士の感想から]

指導士は、中学生の学びの機会に貢献できたことに大きな喜びと やりがいを感じていた。併せて、自身の活動についての確信や社会 的意義を再認識するとともに、日頃の活動への意欲を高めていた。 本講習会への協力が、指導士の自己効力感を高め、ボランティア活 動継続へのモチベーションの維持・向上につながったと考える。

まとめ

介護予防活動を担う住民への支援と併せ、若年層に対しても高齢者 や介護予防についての学習の機会を提供することで、地域全体の「自助」「互助」の機運を高めることが期待できる。

その際、地域で活動している住民の協力を得ることは、住民側も エンパワメントされる貴重な機会となり得る。

30

題名	介護予防教室(シニア運動教室)における高齢者の体力の現状について
所属	守谷市 健幸長寿課
氏名	宮下 美紀
はじめに	令和2年度に発症した新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、活動制限の影響から高齢者の体力低下などが懸念されている。そのため感染対策をしながら、高齢者の体力低下予防の取り組みが重要と判断し、「あ・し・た大作戦! (あるく・しゃべる・たべる)」称して、ポピュレーションアプローチの事業を実施している。
目的	令和4年度から新規事業として、①自分(高齢者)の筋力・体力の 状態を知る②自分の身体状況にあわせた運動方法を習得することを 目的とした「シニア運動教室」を開催した。そこで得られた高齢者 の体力測定結果から、当市の高齢者の体力の現状を調べ、今後の取 組みについて検討を行う。
内容	(シニア運動教室概要) ○市内在住 65~79 歳の方を対象に 1 回 90 分の教室を開催。 ○身長・体重・体脂肪率の基本情報となる身体状況を確認し、握力・長座体前屈・開眼片脚立ち・Timed Up&Go Test・5m 歩行(通常/最大)・5 回立ち上がりの 6 種目の計測 ○測定結果のフィードバック ○種目別のトレーニング方法の運動指導
成果	 ○「長座体前屈」は、下肢、特に大臀筋、ハムストリングス、腓腹筋の柔軟性をみており、柔軟性の低下は腰痛や膝痛などのリスクと高い相関がある。参加男性の3~4割が「柔軟性の低下」により腰痛や膝痛のリスクがあった。 ○「開眼片足立ち」は、立位バランス能力を把握するものであり、15秒以下であると転倒のリスクが上がるといわれている。参加者の2割が転倒のハイリスクと分かった。 ○今回、すぐに結果をフィードバックし、リスクを顕在化させて個別にアプローチをおこなうことができた。
考察	教室の参加者は、健康意識や活動性が高い人が多いが、腰痛や転倒等の潜在的なリスクを持っていることが分かった。また、計測値をデータ化したことで、参加者の課題を見つけることができた。 教室に参加していない人が、より腰痛や転倒等の潜在的なリスクを持っていることが想定されるため、今までとは異なった角度からのポピュレーションアプローチも必要性であると考える。
まとめ	この結果は、守谷市の高齢者の現状の一部と捉えられる。関係する専門職で情報共有し、今後実施する教室の内容に取り入れ、出前講座や市報等で周知する。あわせて、既存の地区組織活動等への働きかけを通して、腰痛・膝痛予防や転倒リスク軽減などに取り組んでいく。

令和4年度保健・医療と福祉の事例発表会 令和5年3月23日発行 事務局 責任者 保健政策課 課長 前川 吉秀 担 当 健康推進課 技佐 塙 清美 保健政策課 課長補佐 海老根 正典 主事 荒木 智也